

参考：東京都杉並区国民健康保険の保険料率（平成26年度）

1. 医療給付分に対する保険料（賦課限度額51万円）

$$\text{年額保険料} = \frac{\text{賦課標準額} \times 6.30\%}{\text{所得割}} + \frac{32,400\text{円} \times \text{人数}}{\text{均等割}}$$

2. 後期高齢者支援金分に対する保険料（賦課限度額16万円）

$$\text{年額保険料} = \frac{\text{賦課標準額} \times 2.17\%}{\text{所得割}} + \frac{10,800\text{円} \times \text{人数}}{\text{均等割}}$$

3. 介護納付金に対する保険料（40歳～64歳の介護保険第2号被保険者の方のみ賦課、賦課限度額14万円）

$$\text{年額保険料} = \frac{\text{賦課標準額} \times 1.56\%}{\text{所得割}} + \frac{15,300\text{円} \times \text{人数}}{\text{均等割}}$$

☆賦課標準額とは、世帯の国民健康保険加入者の「旧ただし書所得（平成25年1月から12月の総所得金額等から住民税の基礎控除額(33万円)を差し引いた金額（なお、退職所得=含めません／雑損失の繰越控除=控除しません／分離長期・短期譲渡所得の特別の控除=控除します）」となります。詳細は区役所にご確認ください。

☆各区市町村の保険料の計算方法、料率はそれぞれ異なりますので、詳細は居住地の区市役所・町村役場、各自治体のホームページ等でご確認、お問い合わせ下さい。